

事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物等の 保管場所の設置に関する指導要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第82号

改正 平成19年12月10日区長決定 要綱第143号

(目的)

第1条 この要綱は、事業用建築物の建築主および集合住宅の建築主に対し、再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置を指導するために必要な事項を定めることにより、資源の効率的な再利用および廃棄物の適正排出を促し、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で対象とする建築物は次に掲げるものとする。

- (1) 事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000 m²以上3,000 m²未満の事業用建築物
- (2) 住戸数が20戸以上の集合住宅
- (3) 居室のある階数が3階以上の集合住宅で、主として一つの居室からなる住居形式でその床面積が30平方メートル未満の住戸（店舗、事務所を除く）の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物

(対象建築物の単位の基準)

第3条 この要綱で規定する再利用対象物および廃棄物等の保管場所は、建築物の棟を単位として設置するものとする。ただし、同一敷地内において廃棄物の保管が一体として行われる場合においては、建築物が複数であっても一棟とみなすことができる。

(建築主の責務)

第4条 建築主は、第2条に規定する建築物を建築しようとするときは、あらかじめ区長に申し出て、当該建築物への再利用対象物および廃棄物等の保管場所の設置について協議を行うとともに、再利用対象物保管場所兼廃棄物等保管場所設置届（様式1）を提出するものとする。

2 建築主は、前項に規定する設置届の提出後、当該建築物に関する権利を他人に譲渡

した場合は、当該設置届の内容および区との合意事項をその者に継承させなければならない。

(設置基準)

第5条 建築主は、第2条に規定する建築物を建築しようとするときは、別途区長が定める基準により再利用対象物および廃棄物等の保管場所を、当該建築物内またはその敷地内に設置しなければならない。

2 再利用対象物および廃棄物等の保管場所はそれぞれ区別して設置しなければならない。

3 保管場所の構造は、屋根付きで、換気、採光に十分配慮し、常に清潔に保ち、廃棄物等の飛散や悪臭、排水等により当該建築物および周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう配慮したものでなければならない。

(完了報告)

第6条 建築主は、第2条に規定する建築物が竣工したときは、区長に報告しなければならない。

(勸告)

第7条 区長は、第4条第1項に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告するものとする。

2 区長は、必要があると認める場合は、建築主に対し、設置計画内容の実施状況および合意した事項の履行状況について報告を求めることができる。この場合において、建築主が区との合意事項を履行していないときは、区長は、その合意事項を遵守するよう勧告するものとする。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。